



## 経営の散歩道

川中経営研究所  
所長 川中清司

▼決算が迫る。見込みより多くの利益がでそうだ。こんなときどんな節税の手があるのか。

大きく分けて、「不良見切り」と「先行投資」の二つがある。

いづれも前倒しの節税策だ。

▼不良見切りとは、不良設備・不良在庫・不良売掛などをカッとすることだ。

「有姿除却」という方法――

今後は事業用として使う可能性がないと認められれば、たとえ破砕・廃棄などの処分をしなくても、処分見込額を引いたあとの額が「除却損」にできる。

たとえば製造をとりやめた金型などはズバリこれにあてはまる。

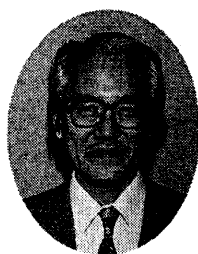
▼固定資産でも二〇万円未満のものは一度に損金になるから、減価償却の必要はない。たとえば二〇万円のレジスターでも、一円だけまけてもらって買えば全額が費用として落とせる。

「特別償却」も大いに活用したい。資本金一億円以下の会社なら、一六〇万円以上の新品の機械や装置を取得すると、その一四％が普通の減価償却に上のせして認められる。

コンピュータの場合などは、三〇％を特別償却にするか、七％を法人税額から引くかどちらが有利な方を選べばよい。

▼修繕費はその内容によって認められないことがあるが、次のポイントを心得ておけば良い。

1、二〇万円未満で、修理が三年以内の周期性があれば全額OK。  
2、取得価額の一〇％以下なら



### 第四十七回

## 前倒し節税

六〇万円まではOK。

3、災害でこわれた資産の復旧費は三〇％を修繕費にできる。

要するに修繕費といっても、その資産の機能が新しくなったり、耐用年数が延びたりする内容であれば、損金としては認められず固定資産として処理されるので注意したい。

▼流行おくれ品や棚ざらし品など売れない商品を抱えていると、在庫管理のムダや資金の圧迫な

どの弊害をもたらす。  
しかし商品を評価損で見切つて落とすのは、汚れやキズや破損など不良品でない限り税法上はむづかしい。

思いついてデイスカウントセイルするが、イベントの特別景品にするか、別会社に時価で売却するか、とにかく処分してしまおう方が賢明だ。

▼こげついた売掛金の損金化も工夫したい。

税法で認めている「貸倒れ」の条件は次の三つだ。  
1、法律的に債権が消滅。  
2、全額が明らかに回収不能。

3、一年以上、取引が停止。

法律的に債権が消滅のケースは、会社更正法や和議法などの手続きとか、債権者集令などの協議決定などで、切り捨てとなった場合だ。

▼相手方が相当期間継続して債務超過の状態にあり、こちらの債権を返せないとき、書面で「債務の免除額の通知」をすれば、その金額は貸倒れとして認められる。

このほかにも不渡手形をだして銀行取引が停止になったり、先ほどの法的な手続きの申立てがあったときは、それらの債権の五〇％は「債権償却・特別勘定」に計上すれば損金で落とせる。

▼先行投資には、固定投資と費用の前倒し支出の二つがある。

来期以降に必要な設備や機械などの固定資産を、今期のうちに取得して減価償却費などで落とす方法。資産の代金の支払いはあと払いで良く、費用が先行して落とせるメリットがある。

広告や販売促進のキャンペーンなどを早めたり、社屋や工場の修繕や、社員研修や海外出張を繰りあげて実施するなど、事業を前倒しに実施して経費支出を早める。

▼決算賞与の支給もよい。もし期末に支払う資金がなければ未払金で計上してもよい。ただ総額であげるだけでなく、従業員一人ごとに賞与額をキチンと確定して本人にも知らせ、源泉税の処理も済ませることが大事だ。  
▼期末大会を開いて一年を総括してみる。売上成績をあげた、すぐれた改善提案をした、小さいけれど努力を積み重ねた――それらの社員を表彰しよう。  
有効な支出は、節税とモラルアップのダブル効果を生んでくれる。